

令和7年5月30日

研究活動上の不正行為に係る調査結果について（概要）

金沢大学

1. 経緯及び調査結果の概要

令和6年3月11日、本学特定不正行為調査委員会宛に論文における画像の「使い回し」（重複）を告発する文書の送達があった。

これを受けて、予備調査を行った結果、本調査が必要と判断したため、本調査を行うこととし、調査委員会を設置した。本調査の結果、4報で不正行為を認定した。

2. 調査

（1）調査体制

学内委員2名、学外委員2名で構成する調査委員会を設置

（2）調査期間

令和6年5月15日（水） ～ 令和7年5月19日（月）

（3）調査対象論文

告発のあった論文7報及び調査委員会で調査が必要と判断した1報 計8報

（4）調査方法

- ・ 告発内容の確認、予備調査結果の確認、本調査の方針
- ・ 調査対象論文に関する役割分担、責任の範囲等の確認
- ・ 調査対象論文（PDF データ）の電子顕微鏡画像について、目視による確認、画像解析ソフトウェア等による解析
- ・ 関係者からの聞き取り（ヒアリング）調査

3. 調査結果

(1) 不正行為を認定した論文

論文 a

論文 b

論文 c

論文 d ※

※ 調査委員会で調査が必要と判断した論文

(2) 不正行為に係る研究者

- 「不正行為に関与した者」として認定した研究者

金沢大学医薬保健研究域医学系 教授

- 「不正行為には直接関与していないものの、不正行為があったと認定した研究に係る論文等の内容について責任を負う著者」として認定した研究者

金沢大学医薬保健研究域医学系 元教授

(3) 不正行為の具体的内容

調査対象論文のうち、4報の論文で用いられた電子顕微鏡画像について、①上下の反転、回転あるいは反転、②拡大率の差異、③写真のフレームが異なる、④写真の輝度が異なるといった相違点はあるものの、それらの原画（ネガ）が同一のものであることが確認された。

(4) 不正行為が行われた経費

当該論文に関する研究に使用された経費に係る関連書類は保存期間が満了しており、関係者への聞き取り調査を実施したものの、当該不正行為に直接関係する支出を特定することができなかった。

4. 措置

当該論文の筆頭著者及び責任著者に対し、出版社との協議及び取下げの検討について勧告した。

5. 発生要因

不正行為の発生要因は、以下のとおりである。

【筆頭著者】

- (1) 論文が投稿された約20年前において、特定の条件で反応させる前の画像は、他論文と共有して使用しても良いという認識の上で当該画像を使用したという、研究者

としての行動規範や研究結果に関する正確性の確保といった研究倫理意識の欠如があった。

- (2) 論文の投稿時に不注意による誤認ないし確認不足により本来掲載すべきものと異なる画像を用いた。
- (3) 校正時に論文画像の照合等の十分な確認を怠った。

【責任著者】

- (1) 未だ若く経験の少ない筆頭著者に対して、責任著者が十分な指導・監督の役割を果たしていなかった。
- (2) 投稿論文の内容全体について最終責任を負うべき責任著者がその果たすべき役割を十分に果たしていなかった。

6. 再発防止及び学術研究への影響

これまで、本学では、平成 20 年 12 月に金沢大学研究者行動規範を、平成 27 年 4 月に金沢大学研究活動不正行為等防止規程を定めるとともに、研究者に対して e-Learning 等の研修を通じた研究倫理教育を実施し、研究倫理の醸成に努めてきた。今回は、これらの取組を開始する前に投稿された論文に関わるものであるが、告発に真摯に対応するため事実関係の調査を実施した。

今回の事案を厳粛に受け止め、今後このようなことが繰り返されることがないように、研究活動に係る研究倫理教育を一層徹底し、研究機関としての信頼回復と再発防止に向けて、全学をあげて取り組んでいく。

なお、この度の電子顕微鏡画像に関する不正行為については、調査委員会の調査により、論文全体の結論に影響を及ぼす内容でなく、学術研究の進展への影響は低いと考えられる。